

事 務 連 絡
令和 4 年 1 0 月 7 日

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部

収入要件の上限を180万円としている被扶養者の経過措置について

このことについて、令和4年9月30日付の事務連絡で通知していましたが、経過措置の対象範囲に次のとおり変更が生じたため、改めて通知します。

変更後の経過措置については、別紙のとおりとなりますので、今後の事務処理について、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

変更内容

「概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者」は、経過措置の対象外となった。

担当：岡山県教育庁福利課給付班 電話：086－226－7606

別紙 収入要件の上限が年額１８０万円としている被扶養者についての経過措置

収入要件の上限が、年額１８０万円としている被扶養者については、協会けんぽと共済組合で取扱いが異なるため、協会けんぽの被扶養者であった場合でも、共済組合では要件を満たさない場合があります。

このような場合のうち、年齢が６０歳以上の年額１３０万円以上１８０万円未満の収入がある者で、令和４年９月３０日時点で協会けんぽの被扶養者である者は、令和４年１０月１日に短期組合員となった後も、引き続きその者の被扶養者とみなすこととされ、共済組合の要件を満たさない被扶養者については、令和５年１月１日に取消となる経過措置が設けられることとなりました。

※「概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者」については経過措置の対象外です。

※該当者は、協会けんぽの被扶養者であったことを確認する必要があるため、協会けんぽの保険証の写しを被扶養者申告書に添付してください。

※令和４年１０月１日時点で年額１８０万円以上の収入がある場合、当初から認定されません。

協会けんぽの被扶養者の収入要件の上限が年額１８０万円となる要件
次のうちどちらかを満たす場合、収入上限の年額が１８０万円となる。

- ・ 年齢が６０歳以上の者（経過措置対象）
- ・ 概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者（経過措置対象外）

※上記２つとも年金の受給は関係しない

共済組合の被扶養者の収入要件の上限が年額１８０万となる要件
次のうちどちらかを満たす場合、収入上限の年額が１８０万円となる。

- ・ ６０歳以上の年金受給者
- ・ 障害を支給事由とする年金の受給者

※上記２つとも年金の受給者であることが要件に含まれる

（経過措置対象の例）

- ・ 年金を受給していない６２歳の母のパート収入の年額が、１５０万円である場合
→協会けんぽでは収入は基準内となるが、共済組合では収入が基準超過となる。経過措置により、引き続き被扶養者とみなされるが、令和５年１月１日に取消となる。

（経過措置対象外の例）

- ・ 障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者であるが、障害年金を受給していない子の収入の年額が１７０万円の場合
→協会けんぽでは収入は基準内となるが、共済組合では収入が基準超過となり、当初から被扶養者とならない。